



あと施工アンカー告示改正に伴う評定業務のお知らせ

令和6年 3月 29日
一般財団法人ベターリビング

建築基準法に基づく平成13年国土交通省告示第1024号の改正（2022年3月31日付）に伴い、接着系あと施工アンカーを構造部材に用いることが可能となったことを受け、当財団つくば建築試験研究センターで実施する評定業務において、以下の「①接着系あと施工アンカー単体に関する評定」を本年4月1日より開始いたします。

① 接着系あと施工アンカー単体に関する評定（業務拡充）

適用範囲：平成13年国土交通省告示第1024号第一第十四号及び第二第十三号に規定するあと施工アンカーの強度指定申請に係わる接着系あと施工アンカー単体に関する評定

② 接着系あと施工アンカーを用いた構造部材の性能評定

適用範囲：平成13年国土交通省告示第1024号第一第十四号及び第二第十三号に規定するあと施工アンカーの強度指定申請に係わる構造部材の性能評定

なお、当財団では標記以外にも次に示す評定業務を行っていますので、併せてご案内いたします。

- ・鉄筋コンクリート構造 ・鋼構造 ・木質構造 ・免制振構造 ・基礎・地盤
- ・耐震診断 ・木質構造耐震診断 ・材料施工 ・環境性能 ・防災性能

あと施工アンカー評定業務及びそれ以外の評定分野についてのお問い合わせ・ご相談については、下記までご連絡ください。